

総評相第30号

平成19年2月28日

厚生労働省保険局長 殿

総務省行政評価局長

健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私は、自宅で重度の知的障害を持つ兄を扶養している。健康保険の被扶養者の認定に当たり、兄姉が弟妹を扶養している場合は同居の有無を問われないが、弟妹が兄姉を扶養している場合には同居が必要とされている。この同居が必要とされる制度の下では、同居するために遠距離通勤を余儀なくされるなどの支障が生じていることから、重度の知的障害を持つ兄姉を扶養している場合には、同居の有無を問わないような特例措置を講じてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において委員の意見を聴取するなどにより検討した結果、別紙のとおり、弟妹に扶養されている兄姉の福祉を向上させる観点から、健康保険に係る被扶養者の認定要件を見直す必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の検討結果等について、平成19年8月31日までにお知らせください。

## 【別 紙】

### 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

#### 1 被扶養者の認定要件

健康保険制度は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。被扶養者の認定要件について、①被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹の場合は、同法第 3 条第 7 項第 1 号により、主として被保険者により生計を維持されていること（以下「生計維持要件」という。）が要件とされているのに対し、②被保険者の三親等内の親族であって上記以外の者（兄弟、叔父叔母等）の場合は、同項第 2 号により、生計維持要件に加え、被保険者と同一の世帯に属すること（以下「同一世帯要件」という。）が要件として課されている。このため、兄弟姉妹の場合、被扶養者として認定されるためには、兄弟が弟妹を扶養する場合は、生計維持要件のみが必要とされるのに対し、弟妹が兄弟を扶養する場合は、生計維持要件に加え同一世帯要件が必要とされ、その取扱いが異なっている。

このように兄弟が弟妹を扶養する場合と弟妹が兄弟を扶養する場合で要件が異なることは、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）及び地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）においても同様である。

#### 2 認定要件の見直し

上記 1 のように、兄弟が弟妹を扶養する場合と弟妹が兄弟を扶養する場合とで被扶養者の認定要件が異なっているのは、従前、被保険者の兄弟姉妹が被扶養者と認定されるためには、一律に生計維持要件及び同一世帯要件が課されていたところ、昭和 48 年の法改正により、兄弟が弟妹を扶養する場合は、同一世帯要件が不要とされたことによるものである。この法改正は、弟妹が勉学の必要から別居しなければならないような場合に被扶養者となることができなことは不合理であるとして、その改善が強く要望されていたため、行われたものである。兄弟が弟妹を扶養する場合は同一世帯要件が不要とさ

れ、弟妹が兄姉を扶養する場合には同要件が必要とされている理由について、厚生労働省は、「兄姉等年長の者については、自活することが本来であるため、弟妹とは取扱いを異にしている。」と説明している。

(参考)

- ① 国家公務員共済組合法では、従前、組合員の兄弟姉妹について一律に同一世帯要件が課されていたところ、弟妹が遠方に就学しているためにどうしても同居が困難な場合、実質的には生活が苦しい中で一生懸命扶養しているにもかかわらず被扶養者とすることができないというのは、不合理ではないかという声が非常に強かったため、昭和 33 年の法改正で、兄姉が弟妹を扶養する場合は同一世帯要件が不要とされた。
- ② 地方公務員については、市町村職員共済組合法（昭和 29 年法律第 204 号）において、組合員の兄弟姉妹について一律に同一世帯要件を課していたところ、昭和 37 年の地方公務員共済組合法（現地方公務員等共済組合法）制定時に、国家公務員共済組合法の取扱いを踏まえ、兄姉が弟妹を扶養する場合は同一世帯要件が不要とされた。

今回の苦情の申出を受け、当省において、被扶養者の認定要件の妥当性について検討したところ、昭和 48 年の健康保険法改正当時の「兄姉等年長の者については、自活することが本来であるため、弟妹とは取扱いを異にしている。」といったような状況は変化し、現在においては、核家族世帯数・単身世帯数の増加、1 世帯平均構成人員の減少並びに家族関係・家族機能の多様化及び家督相続意識の希薄化等を背景に、本件事案のように弟妹が兄姉を扶養する場合も十分にあり得ることから、兄姉が弟妹を扶養する場合と弟妹が兄姉を扶養する場合で要件に差を設ける合理性・必要性が乏しいものと考えられる。

(参考) 核家族世帯数及び 1 世帯平均構成人員の推移（「国勢調査」結果）

	昭和 45 年	55 年	平成 17 年
○ 核家族世帯数（世帯）	—	2,159 万 (60.3%)	2,839 万 (57.9%)
単身世帯数（世帯）	—	711 万 (19.8%)	1,446 万 (29.5%)
その他の世帯数（世帯）	—	712 万 (19.9%)	621 万 (12.6%)
○ 1 世帯平均構成人員（人）	3.41	3.22	2.55

また、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）においては、扶養手当が支給される扶養親族とされる者として、弟妹のほかに「重度心身障害者」も対象としている。このように、健康保険法においても、重度心身障害者について、生計維持要件を満たしていれば、同一世帯要件を満たしていなくても、被扶養者となれるようにする方策も考えられる。

なお、厚生労働省は、健康保険法改正による被扶養者の範囲の拡大につい

ては、従来、兄姉が弟妹を扶養する場合に限って別居であっても特例的に認めてきた考え方をどう考えるか、また、現下の厳しい医療保険財政の中、被扶養者の範囲、すなわち保険料の賦課対象を見直すことをどう考えるか、十分慎重な検討が必要であるとしている。

したがって、厚生労働省は、弟妹に扶養されている兄姉の福祉を向上させる観点から、健康保険に係る被扶養者の認定要件について、弟妹の場合と同様に兄姉の場合においても、あるいは重度心身障害者についてはそのこと自体をもって、同一世帯要件を不要とする方向で健康保険法の見直しを検討する必要がある。